

ハクビシン等による農作物獣害防止対策事業費補助金交付要綱

4産労農安第1540号

令和5年4月1日

第1 趣旨

東京都（以下「都」という。）は、ハクビシン等による農作物獣害防止対策事業実施要綱（令和5年 月 日付4産労農安第1536号。以下「実施要綱」という。）及びハクビシン等による農作物獣害防止対策事業実施要領（令和5年 月 日付4産労農安第1537号。以下「実施要領」という。）に基づいて実施する事業に対し、予算の範囲内において、実施要綱第3の1に定める事業実施主体（以下「事業実施主体」という。）に補助金を交付する。その交付に関しては、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

第2 補助対象事業及び補助率

補助金の交付の対象となる経費及び補助率は、別表に定めるとおりとする。

第3 補助金の交付に係る暴力団の排除

- 1 事業実施主体が、暴力団員等（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「条例」という。）第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）又は暴力団（条例第2条第2号に規定する暴力団をいう。）に該当する場合は、この要綱に基づく補助金の交付の対象としない。
- 2 代表者、役員、使用人、従業員、構成員等に暴力団員等又は暴力団に該当するものがある場合についても、この要綱に基づく補助金の交付の対象としない。

第4 補助金の交付申請

- 1 事業実施主体は、補助金の交付を受けようとするときは補助金交付申請書（別記様式第1号）を知事に提出しなければならない。
- 2 事業実施主体は、前項による申請をするに当たって補助金額を算定する際は、実施要綱第2の事業区分のうち、1の事業においては、事業対象となる経費から消費税及び地方消費税相当額を除くものとする。ただし、2、3、4の事業については、消費税及び地方消費税相当額を補助対象経費とする。
- 3 申請者が第1項の規定による申請書を提出するに当たっては、申請書とともに誓約書（別記様式第1号の2）を提出しなければならない。

第5 補助金の交付決定

- 1 知事は、第4第1項の補助金交付申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認める場合は、補助金の交付を決定し、別記様式第2号による補助金交付決定通知書をもって、速やかに補助金の交付決定を通知するものとする。
- 2 前項において、知事は適正な交付を行うため必要があると認めるときは、申請事項に修正を加え、又は条件を付することができる。

第6 申請の取下げ及び事情変更による決定の取消し等

1 事業実施主体は、第5の交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定通知を受けた日から14日以内に、補助事業辞退届（別記様式第3号）を知事に提出しなければならない。

また、交付の決定前に申請を取り下げるときも、補助事業辞退届を提出するものとする。

2 知事は、交付決定の後においても、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの交付決定の内容もしくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

第7 申請事項の変更

1 補助金の交付の決定を受けた事業実施主体は、次に掲げる事項の変更をしようとするときは、変更承認申請書（別記様式第4号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

- (1) 各事業区分の総事業費の3割を超える変更
- (2) 事業実施主体の変更又は廃止
- (3) 事業の一部中止又は一部廃止

2 知事は、第1項の申請があった場合において、適正な交付を行うために必要があると認めるときは、申請事項に修正を加え、又は条件を付して承認することができる。

第8 事業の中止又は廃止

1 事業実施主体は、第5により補助金の交付決定を受けた補助事業を中止又は廃止しようとするときは、事業中止（廃止）承認申請書（別記様式第5号）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の審査及び必要に応じて行う現地調査等により適当と認めるときは、補助事業の中止又は廃止の承認の通知をする。

第9 事業の開始

1 事業の開始（物品の発注を含む）は、原則として補助金交付決定に基づき行うものとする。ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急、やむを得ない事情により、交付決定前に事業を開始する必要がある場合には、事業実施主体はあらかじめ都の指導を受け、その旨を具体的に明記した補助金交付決定前開始届（別記様式第6号）により、知事に届け出なければならない。

2 前項の規定により、補助金交付決定の通知を受ける前に補助事業を実施する事業実施主体は、交付決定の通知を受けるまでに実施する補助事業に関して、理由を問わず交付決定を受けられなかった場合は自らの負担となること及び不可抗力を含むあらゆる事由によって生じた損失は自らの責任とすることを了知の上で実施するものとする。

3 知事は、事業実施主体が第1項のただし書に基づいて交付決定前に補助事業に着手す

る場合には、事前にその理由等を十分に検討して交付決定前に着手する範囲を必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、補助事業が適正に行われるようにするものとする。

第10 事故報告

事業実施主体は、補助事業が予定期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに事故報告書（別記様式第7号）を知事に提出し、その指示に従わなければならない。

第11 事業実施状況報告書の提出

1 事業実施主体は、補助金の交付の決定を受けた場合、その交付の決定を受けた日が属する四半期以降、各四半期の末日現在の事業実施状況報告書（別記様式第8号）を作成し、翌月の15日までに知事に報告しなければならない。ただし、第4四半期及び当該四半期に既に実績報告書の提出がなされた場合はこの限りでない。

また、総事業費が百万円未満のものについては、第3四半期のみの報告とする。

2 前項に定めるもののほか、知事は特に必要と認められる書類等を事業実施主体から提出させることができる。

第12 遂行命令等

1 知事は、事業実施主体が提出する報告書又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、事業実施主体に対しこれらに従って当該補助事業を遂行すべきことを命ずる。

2 事業実施主体が前項の命令に違反したときは、知事は事業実施主体に対し当該補助事業の一時停止を命じることがある。

第13 実績報告

事業実施主体は、補助事業が完了したときは、補助事業の成果を記載した実績報告書（別記様式第9号）を速やかに知事に提出しなければならない。第8第1項により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合も同様とする。

第14 額の確定

知事は、第13の規定により実績報告を受けた場合において、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは交付すべき補助金の額を確定し事業実施主体に通知する。

第15 是正措置

知事は、第14の規定による調査の結果、補助事業の成果が補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための処置をと

るべきことを命じることができる。

第16 補助金の支払い及び請求

- 1 知事は、第14の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に補助金を支払うものとする。ただし、補助事業の遂行に当たって必要があると認めたときは補助金の全部又は一部について概算払をすることができる。
- 2 事業実施主体は、前項により補助金の交付を請求するときは補助金交付請求書（別記様式第10号）を知事に提出しなければならない。ただし、概算払による場合は概算払請求書（別記様式第11号）を提出する。
- 3 事業実施主体は、補助金の概算払を受けた場合は、第14の規定による補助金の額の確定の通知を受領した後速やかに概算払精算書（別記様式第12号）を知事に提出し、補助金を精算しなければならない。

第17 決定の取消し

- 1 知事は、事業実施主体が次のいずれかに該当した場合は事業実施主体に対して補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
 - (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
 - (3) その他補助金交付の決定の内容又はこれに付した条件、その他法令又は交付の決定に基づく命令に違反したとき。
- 2 前項各号の規定は、第14の規定により交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

第18 補助金の返還

- 1 知事は、第6又は第17の規定により交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に事業実施主体に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じる。
- 2 知事は、第14の規定により事業実施主体に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じる。

第19 違約加算金及び延滞金

- 1 知事が、第17の規定によりこの交付の決定の全部又は一部の取消しをした場合において、補助金の返還を命じたときは、事業実施主体は当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合（年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- 2 知事が事業実施主体に対し補助金の返還を命じた場合において、事業実施主体がこれを納期日までに納付しなかったときは、事業実施主体は、納期日の翌日から納付の日ま

での日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合（年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

第20 違約加算金の計算

- 1 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における第19の規定の適用については、返還を命じた額に相当する補助金は最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を命じた額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとする。
- 2 第19の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、事業実施主体の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

第21 延滞金の計算

第19第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

第22 他の補助金等の一時停止等

知事は、事業実施主体に対し補助金の返還を命じ、事業実施主体が当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、事業実施主体に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺するものとする。

第23 帳簿及び関係書類の整理保管

事業実施主体は、補助事業に係る収入、支出を記載した帳簿その他の関係書類を当該補助事業完了の日の属する会計年度終了後5年間保管しなければならない。

第24 職員の調査等

知事は、事業実施主体に対し補助事業の実施状況、補助金の収支及び補助金に係る帳簿書類その他について、立ち入り調査をし、又は報告を求めることができる。

第25 委任

この要綱に定めるもののほか、補助事業に実施に必要な事項は、別途、知事が定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第2関係）

| 事業区分 | 補助対象経費 | 事業実施主体 | 補助率 |
|--|---|--------------------|-------------------|
| 侵入防止施設整備事業 ※ 具体的な事業内容、要件、留意事項等については、別記1のとおりとする。 | ○電気柵もしくは電気柵とネットやワイヤーメッシュ等を組み合わせた侵入防止施設*購入経費 ※①電気柵本体、通電線、ネットやワイヤーメッシュに加え、ポール、碍子、フック等の付帯設備も含む ※②施設設置、据え付けに要する経費は補助対象外とする。 | 区市町村 もしくは農業協同組合 | 事業に要する経費の3分の2以内 |
| 侵入防止施設整備推進事業 ※ 具体的な事業内容、要件等については、別記2のとおりとする。 | ○侵入防止施設整備事業を推進するための事務経費 | | 事業に要する経費の10分の10以内 |
| 普及啓発支援事業 | ○被害を地域全体で軽減・防止するための協議会等の設置及び運営経費 ○侵入防止施設整備の普及啓発に関するリーフレット等作成経費 ○侵入防止施設の設置方法や管理に関する講習会等開催経費 ○被害軽減・防止に関する冊子やパンフレット等の作成経費 ○被害を地域で軽減・防止するための講習会や検討会等の開催経費 | | 事業に要する経費の10分の10以内 |
| 有害鳥獣捕獲支援事業 | ○「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づく有害鳥獣捕獲、又は「特定外来生物による生態系等の被害の防止に関する法律」に基づく防除等を行う経費 | | 事業に要する経費の2分の1以内 |

別記1

侵入防止施設整備事業

第1 事業概要

ハクビシンやアライグマ等の中型野生獣による農作物被害が、近年、区部や北多摩地域等の住宅と農地が密接する地域において、深刻化している。これら中型野生獣の被害軽減・防止を図ることを目的に、農地への侵入防止施設の整備を推進するため、都内農業者に対し、侵入防止施設整備に関する経費の一部を助成する間接補助事業を実施する。

第2 事業実施対象地域

ハクビシンやアライグマ等の中型野生獣による農作物被害が認められている、又は周辺の状況から今後被害が想定される地域

第3 補助対象施設、補助率、補助限度額等

1 補助対象施設

電気柵もしくは電気柵とネットやワイヤーメッシュ等を組み合わせた侵入防止施設[※]の購入経費

- ※1 電気柵本体、通電線、ネットやワイヤーメッシュに加え、ポール、碍子、フック等の付帯設備も対象とする。
- ※2 他の自治体や公設試で効果が認められている侵入防止施設に限る。
- ※3 施設設置、据え付けに要する経費は補助対象外とする。

2 補助率

購入経費の3分の2以内（消費税及び地方消費税は補助対象外とする。）

3 農業者あたりの補助限度額

上限額100千円、下限額10千円
（千円未満の端数は切り捨てます）

4 補助対象農地及び農業者

実施要領第3のとおり

第4 留意事項

- 1 農業者に転売等（無償譲渡も含む）を行わせないこと。
- 2 補助対象となる経費は、次の（1）～（3）の条件をすべて満たすものとする。
 - （1）使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
 - （2）交付決定日以降に発生し、対象期間中に支払が完了した経費
 - （3）証拠資料等によって支払金額が確認できる経費
- 3 中古品、レンタルやリースによる導入は、補助対象としない。

別記2

侵入防止施設整備推進事業

第1 事業概要

ハクビシンやアライグマ等の中型野生獣による農作物被害が、近年、区部や北多摩地域等の住宅と農地が密接する地域において、深刻化している。これら中型野生獣の被害軽減・防止を図る侵入防止施設整備事業を推進するため、侵入防止施設整備推進事業を実施する。

第2 事業内容

1 事業周知や問い合わせ対応

事業実施主体が間接補助金の募集案内、申請様式等を作成・配付するとともに、農業者からの問い合わせ等に対応する。

2 補助事業者選定事業

(1) 事業実施主体は、受理した補助金交付申請書(別記様式第1号)および誓約書(別記様式第1号の2)を審査し、適当と認める場合は、補助金の交付を決定する。

(2) 事業実施主体は、(1)に定めるところにより補助事業者を選定し、補助金の交付を決定したときは、補助事業者に対して交付決定通知(別記様式第2号)を送付するものとする。

3 間接補助金等支払事業

事業実施主体は、補助事業者に対する進捗状況の管理並びに間接補助金の確定検査及び支払事務を行う。なお、当該確定検査及び支払事務は次のとおり行う。

(1) 事業実施主体は、補助事業者に対し、事業実績報告書と併せて領収書等の支出実績が確認できる資料を提出させるものとする。

(2) 事業実施主体は、(1)により提出された内容が、法令及び予算で定めるところに違反しないか、当該補助事業者が行った取組の目的及び内容が適正であるか、金額の算定に誤りがないか等を審査し、当該補助事業者に交付すべき金額((3)において「交付金額」という。)を確定するものとする。

(3) 事業実施主体は、当該補助事業者に対し、交付金額を通知するとともに、当該補助事業者に支払うものとする。

第3 補助対象経費

補助対象となる経費は、次の(1)～(3)の条件をすべて満たすとともに、第2の1から3までに掲げる事業実施に必要な(4)の経費とする。

(1) 使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費

(2) 交付決定日又は補助金交付決定前開始届出以降に発生し、対象期間中に支払が完了した経費

(3) 証拠資料等によって支払金額が確認できる経費

(4) 人件費※、旅費、資料購入費、消耗品、通信運搬費、印刷製本費(資料作成費を含

む。)、広報費、委託費、振込手数料、雑役務費を補助対象経費とする。

※ 事業実施主体の構成員の人件費については補助対象とはしない。ただし、事業実施に伴い新たに発生する業務に対応するため、業務に直接従事した者に対して支払う実働に応じた対価については、補助対象とすることができる。その際、業務量及び対価を客観的に証明できる書類を添付すること。

第4 補助対象外経費

車両代、電話代、FAX代、インターネット回線使用料、10万円以上の物品

第5 補助率

10分の10以内

第6 付すべき条件

- 1 事業実施主体は、補助事業者に補助金を交付するときは、本交付要綱第2から第24までの規定に準ずる条件及び次の各項に掲げる条件を付さなければならない。
- 2 東京都補助金等交付規則、東京都補助金等交付規則の施行について及び本要綱に従うべきこと。
- 3 事業実施主体は、補助事業者から補助金の返還又は返納を受けた場合は、当該補助金の都補助金相当額を都に返還又は返納しなければならない。
- 4 事業実施主体が補助金を補助事業者へ支払う際は、交付すべき補助金の額を確定したのち、補助金を支払うものとし、概算払は認めないものとする。

令和 年 月 日

区市町村長 殿
又は農業協同組合の長 殿

住 所

補助事業者又は補助事業者の代表者

氏 名 印

ハクビシン等による農作物獣害防止対策事業（侵入防止施設整備事業）
費補助金交付申請書

下記のとおり事業を実施したいので、ハクビシン等による農作物獣害防止対策事業費補助金交付要綱別記2推進事業第2の2の規定により、補助金 円の交付を申請します。

記

1 事業の目的

2 整備計画

| 整備する 侵入防止施設 | 対象 作物 | 事業量 | 補助事業に 要する 経費 | 負担区分 | |
|----------------|----------|-----|--------------------|-------------|------|
| | | | | 農協・ 区市町村 | 自己資金 |
| | | | 円 | 円 | 円 |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 合計 | | | | | |

- 1 整備する侵入防止施設には整備する施設の名称や種類等を記入する。
- 2 事業量には施設の長さ等を記入する
- 3 補助事業に要する経費は、消費税及び地方消費税を除く。

3 事業完了（予定）年月日 令和 年 月 日

4 講習会の出席（予定）について

（注）侵入防止施設の設置に関して、事業実施主体が開催する講習会に参加し、適切な設置方法を習得することについての予定（実績）を記入する。

5 添付書類

（1）誓約書（別記様式第1号の2）

（2）整備位置図

（3）その他必要な資料

- ・ 交付申請にあっては、侵入防止施設の図、カタログ又はパンフレット及び見積書
- ・ 実績報告にあっては、整備資料（数量表、図面等）、領収書、現地写真（整備前・整備後の全景・近景）

令和 年 月 日

誓 約 書

区市町村長 殿
又は農業協同組合の長 殿

住 所

補助事業者又は補助事業者の代表者

氏 名 印

下記のとおり、ハクビシン等による農作物獣害防止対策事業（侵入防止施設整備事業）（以下「本事業」という。）を申請するにあたり、以下の事項を誓約いたします。

- 1 補助事業者は、過去に国、都道府県、区市町村等からの助成に関し不正等の事故を起こしていないこと。
- 2 過去、東京都による指導・立ち入り検査・改善勧告等を受けたことがないこと。
- 3 本事業で導入する侵入防止施設は、農業生産現場で活用するために導入すること。
- 4 侵入防止施設は、補助事業者自らの管理のもと、正しい使用方法に則り活用すること。
- 5 侵入防止施設は、譲渡・転売しないこと。
- 6 必要に応じて、侵入防止施設整備に関する現地調査の実施に応じること。
- 7 現地調査にあたっては、補助事業者が立ち合い、調査に協力すること。
- 8 この誓約に違反又は相違があった場合は、事業の実施状況に応じ、事業の取り下げ、廃止等手続きを行うこと。
- 9 補助金受領後に、上記内容が判明した場合は、補助金の返還に異議なく応じること。

別記様式第2号（第2の2の（2）関係）

（番 号）

補助事業者 殿

年 月 日付で補助金の交付申請のあったハクビシン等による農作物獣害防止対策事業（侵入防止施設整備事業）（以下「補助事業」という。）については、申請の内容を審査したところ適当と認められるので、下記により補助金を交付する。

年 月 日

区市町村長 氏名 印
又は農業協同組合の長 印

記

第1 交付金額 金 円

第2 補助事業の内容等

補助事業の内容等は、年 月 日付による申請書のとおりとする。

第3 補助条件

ハクビシン等による農作物獣害防止対策事業（侵入防止施設整備事業）を実施するための補助金（以下「補助金」という。）について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、東京都補助金交付規則（昭和37年東京都規則第141号）、ハクビシン等による農作物獣害防止対策事業費補助金交付要綱（令和

5年 月 日付4産労農振第1540号、以下「要綱」という。)に定めるもののほか、この通知の規定に従うものとする。

第4 補助率等

補助事業に要する経費、補助金額及び補助率は、次のとおりとする。

| 事業の内容 | 補助事業に 要する経費 | 補助金額 | 補助率 |
|-------|----------------|------|-------------------------------|
| | 円 | 円 | 補助事業に 要する経費 の3分の2 以内 |
| 合 計 | | | |

第5 申請の撤回

補助事業者は、当該通知に係る補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、当該通知受領後14日以内に申請の撤回をすることができる。

第6 講習会の出席

補助事業者は侵入防止施設の設置に関して、事業実施主体が開催する講習会に参加し、適切な設置方法を習得する。

第7 事情変更による決定の取消し等

事業実施主体の長は、交付の決定の後においても、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。

第8 申請事項の変更

- 1 補助事業者が、次のいずれかに該当する変更をしようとするときは、あらかじめ「事業変更承認申請書」を事業実施主体の長に提出し、その承認を受けなければならない。
 - (1) 本補助事業に要する事業費を変更（事業費の30%を超える額の変更以外の軽微な変更を除く。）しようとするとき。
 - (2) 本補助事業の内容の変更をするとき。
 - (3) その他、事業実施主体の長が必要と認める事項を変更しようとするとき。
- 2 事業実施主体の長は、前項の申請があった場合において必要と認めるときは、申請事項に修正を加え、又は条件を付すことができる。

第9 事業の中止又は廃止

- 1 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、事業中止（廃止）承認申請書を事業実施主体の長に提出しなければならない。

- 2 事業実施主体の長は、1の申請書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により適当と認めるときは、補助事業の中止又は廃止の承認の通知をする。

第10 事故報告

補助事業者は、補助事業が予定期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに事故報告書を事業実施主体の長に提出し、その指示に従わなければならない。

第11 遂行命令等

- 1 事業実施主体の長は、補助事業者が提出する報告書又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対しこれらに従って当該補助事業を遂行すべきことを命ずる。
- 2 補助事業者が1の命令に違反したときは、事業実施主体の長は補助事業者に対し当該補助事業の一時停止を命じることがある。

第12 実績報告

補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業の成果を記載した実績報告書を速やかに事業実施主体の長に提出しなければならない。第9により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合も同様とする。

第13 額の確定

事業実施主体の長は、第12の規定により実績報告を受けた場合において、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは交付すべき補助金の額を確定し補助事業者に通知する。

第14 是正措置

事業実施主体の長は、第13の規定による調査の結果、補助事業の成果が補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための処置をとるべきことを命じることができる。

第15 補助金の支払い及び請求

- 1 事業実施主体の長は、第13の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に補助金を支払うものとする。
- 2 補助事業者は、1の規定により補助金の交付を請求するときは補助金交付請求書を事業実施主体の長に提出しなければならない。

第16 決定の取消し

- 1 事業実施主体の長は、補助事業者が次のいずれかに該当した場合は補助事業者に対

して補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
 - (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
 - (3) その他補助金交付の決定の内容又はこれに付した条件、その他法令又は交付の決定に基づく命令に違反したとき。
- 2 1の規定は、第13の規定により交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

第17 補助金の返還

- 1 事業実施主体の長は、第7又は第16の規定により交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助事業者に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じる。
- 2 事業実施主体の長は、第13の規定により補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じる。

第18 違約加算金及び延滞金

- 1 事業実施主体の長が、第16の規定によりこの交付の決定の全部又は一部の取消しをした場合において、補助金の返還を命じたときは、補助事業者は当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合（年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- 2 事業実施主体の長が補助事業者に対し補助金の返還を命じた場合において、補助事業者がこれを納期日までに納付しなかったときは、補助事業者は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合（年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

第19 違約加算金の計算

- 1 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における第18の規定の適用については、返還を命じた額に相当する補助金は最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命じた額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとす。
- 2 第18の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

第20 延滞金の計算

第18の第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

第21 他の補助金等の一時停止等

事業実施主体の長は、補助事業者に対し補助金の返還を命じ、補助事業者が当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、補助事業者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺するものとする。

第22 報告

補助事業者は本補助事業の完了後、補助金交付申請書の事業計画で定めた目標年度の間、実績報告書により各年度の事業の実績をとりまとめ、事業実施主体の長が必要に応じて報告を求めた際には提出するものとする。

このほか、補助事業者は、組合長の求めに応じて、本補助事業の実施状況を報告するものとする。

第23 帳簿及び関係書類の整理保管

補助事業者は、補助事業に係る収入、支出を記載した帳簿その他の関係書類を当該補助事業完了の日の属する会計年度終了後5年間保管しなければならない。

第24 調査等

事業実施主体の長は、補助事業者に対し補助事業の実施状況、補助金の収支及び補助金に係る帳簿書類その他について、立ち入り調査をし、又は報告を求めることができる。